

愛媛県貸切バス観光等利用促進支援金 申請要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による団体旅行の需要の落ち込みや、不安定な国際情勢に起因する燃油価格の高騰により収益環境が悪化している貸切バス事業者を支援するため、貸切バスの利用実績に応じた支援金を給付することにより利用者の運賃負担を軽減して、貸切バスの利用促進を図ります。

2 支援対象事業者

支援対象事業者は、令和3年4月1日以前から県内に本社を置く民間の貸切バス事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者）とします。

なお、支援金の給付事業は一般社団法人愛媛県バス協会が実施し、愛媛県は同協会に対して支援金の給付及びその事務に要する経費を補助します（間接補助）。

《対象外要件》

貸切バス稼働計画書（様式第1号）の提出時において県税に未納がある貸切バス事業者は、支援金の対象外とします。

3 対象要件

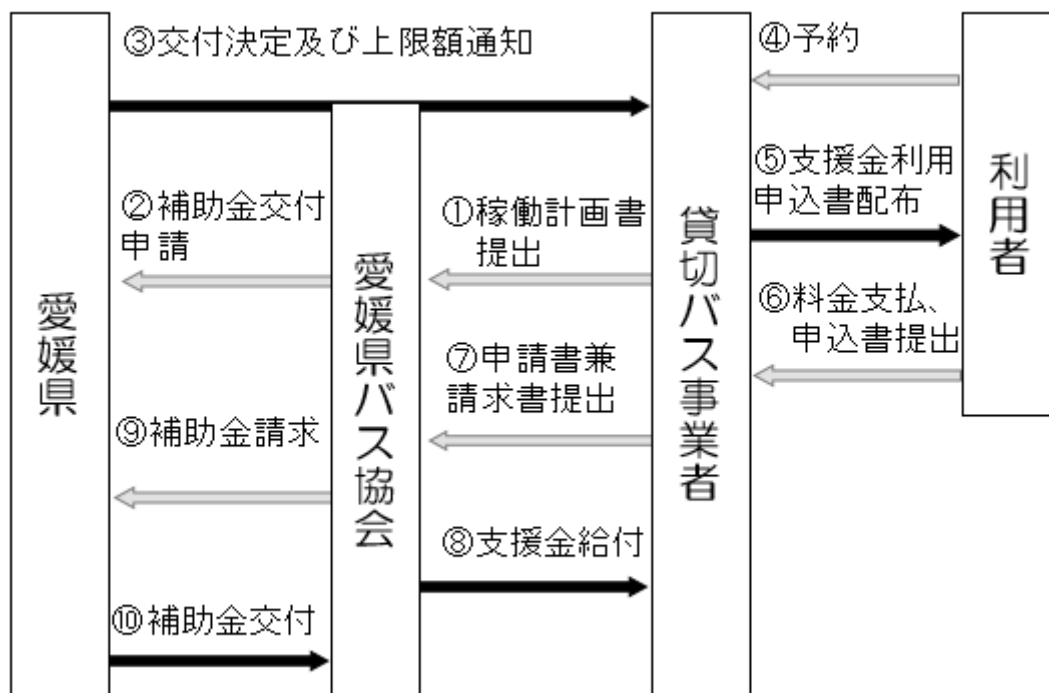
- (1) 「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会策定）に沿った対策を実施した貸切バスを利用した場合に、運賃の半額を支援します。ただし、公費により利用された貸切バスは除きます。
- (2) 支援対象は、令和4年7月27日から令和5年1月31日までの運行分です。
- (3) 他の制度により貸切バス運賃の支援を受けた場合は、本支援金の対象外とします。

4 支援金額等

- (1) 支援金額は、運賃（消費税及び地方消費税を除く額）の2分の1（100円未満は切捨て）です。
※運賃とは、国土交通省四国運輸局長が定める「一般貸切旅客運送事業の運賃・料金の標準適用方法」における、キロ制運賃と時間制運賃の合計額とします。交替運転者配置料金、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金、実費負担分（ガイド料等）は含みません。
- (2) 1台につき1日あたり86千円を上限とします。
- (3) また、1社あたりの支援金額の上限は、原則として、各事業者が保有する貸切バスがそれぞれ6回運行するとして、保有貸切バス台数×6×86千円とする予定です（ただし、県の予算の範囲内で決定します）。
- (4) 各事業者ごとの内示額は、事業計画書の受付後、県から補助事対象業者（一般社団法人愛媛県バス協会）を通じて通知します。

5 申請の流れ

【補助スキーム図】



- ①本支援金を利用する貸切バス事業者は、(一社)愛媛県バス協会に貸切バス稼働計画書(様式第1号)を提出してください。
- ②(一社)愛媛県バス協会は、貸切バス事業者から提出された貸切バス稼働計画書を基に事業計画書を作成し、補助金交付申請書に添付して愛媛県に提出してください。
- ③愛媛県は、(一社)愛媛県バス協会に対して補助金交付決定を行うとともに、同協会を通じて、保有車両数に応じた貸切バス事業者ごとの支援上限額を通知します。
- ④⑤利用者と貸切バス事業者が本支援金を利用することで合意した場合は、貸切バス事業者は利用者に支援金利用申込書(様式第4号)を配付してください。
- ⑥利用者は、運賃から支援金予定額を控除した額を貸切バス事業者に支払うとともに、支援金利用申込書を貸切バス事業者に提出してください。
- ⑦貸切バス事業者は、支援金交付申請書兼請求書(様式第2号)に、貸切バス利用状況一覧表(様式第3号)、支援金利用申込書、運送引受書の写し及び領収書(控え)の写し等運賃の支払い状況が分かる書類を添えて、(一社)愛媛県バス協会に提出してください。
- ⑧(一社)愛媛県バス協会は、提出書類を審査し、適正と認められた場合は、貸切バス事業者に対して支援金の給付決定を行い、支援金を給付してください。
- ⑨(一社)愛媛県バス協会は、補助金精算払請求書により、愛媛県に補助金の支払を請求してください(必要に応じて、愛媛県に概算払請求をすることもできます)。
- ⑩愛媛県は、補助金の請求書を受理した日から30日以内に(一社)愛媛県バス協会に補助金を支払います。

※提出書類等に不備があった場合は、愛媛県又は(一社)愛媛県バス協会から訂正・

再提出を求められることがあります。

【提出書類】

番号	提出者	提出先	提出書類
①	貸切バス事業者	愛媛県バス協会	<ul style="list-style-type: none"> 貸切バス稼働計画書（様式第1号） 履歴事項全部証明書（提出日より3ヶ月以内に発行されたもの）
②	愛媛県バス協会	愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書
⑥	利用者	貸切バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 支援金利用申込書（様式第4号）
⑦	貸切バス事業者	愛媛県バス協会	<ul style="list-style-type: none"> 申請書兼請求書（様式第2号） 貸切バス利用状況一覧表（様式第3号） 利用者から提出された支援金利用申込書（様式第4号） 運送引受書（写し） 領収書（控え）の写し等運賃の支払い状況が分かる書類
⑨	愛媛県バス協会	愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> 補助金精算払請求書又は補助金概算払請求書

※様式第1～4号は「貸切バス観光等利用促進支援金給付事業実施要項」に基づくものです。

※補助金交付申請書、補助金精算払請求書及び補助金概算払請求書は、「令和4年度愛媛県貸切バス観光等利用促進事業費補助金交付要綱」に基づくものです。

【提出期限】〔期限厳守〕

(1) 貸切バス稼働計画書（様式第1号）

令和4年8月15日（月）（郵送の場合、当日消印有効）

(2) 支援金交付申請書兼請求書（様式第2号）

原則、利用があった月の翌月10日（ただし最終〆切は令和5年2月10日）

- 各貸切バス事業者で1か月ごとに取りまとめの上、申請してください。
- 利用者からの運賃の支払いが遅れた等の理由により、利用のあった月の翌日10日までに申請が難しい場合は、翌々月以降に申請いただいても構いませんが、最終期限は令和5年2月10日とします。

【支援金の申請・請求先及び問い合わせ先】

（一社）愛媛県バス協会（電話：089-931-4094）

〒790-0067 愛媛県松山市大手町1丁目7番地4 伊予鉄大手町ビル2階

6 その他

提出された資料は返却しませんので、コピー等を手元に保管ください。